

# 子ども・子育て支援新制度

## 平成 27 年 4 月から新制度がスタートします

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法（子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部を改正する法律、関係法律の整備等に関する法律）が成立しました。これらの法律に基づき、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。新制度は、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目指した制度です。また、子どもや子育て家庭の状況に応じたさまざまな支援を市町村が中心となって行います。錦江町では、新制度においても、引き続き町内 4 保育所でサービスの提供を行います。

## 保育所利用手続きが変わります

### ■ 認定区分の種類

新制度のスタートに伴い、保育所を利用する際の手続きが変わります。幼稚園（新制度に移行する園）や保育所などの利用にあたっては、教育・保育の必要性に応じた認定を受ける必要があります。

	1号認定	2号認定	3号認定
3つの認定区分	<b>教育標準時間認定</b>	<b>満3歳以上・保育認定</b>	<b>満3歳未満・保育認定</b>
	満3歳以上で就学前の子ども (2号認定を除く)	満3歳以上で保護者の 就労や疾病により保育を 必要とする子ども	満3歳未満で保護者の 就労や疾病等により保育 を必要とする子ども
	<b>幼稚園※1、認定こども園※2</b>	<b>保育所、認定こども園</b>	<b>保育所、認定こども園</b>

※1: 幼稚園は、新制度に移行する園と、現行のまま継続する園がありますが、平成 27 年度の町内幼稚園は現行のままです。上記表の幼稚園は、新制度に移行する園のことです。

※2: 認定こども園は、幼稚園と保育園をあわせ持つ施設ですが、現在のところ町内にはありません。

### ■ 保育の必要量に応じた区分

2号認定又は3号認定を受ける人は、保育の必要量によって「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

- 保育標準時間…フルタイム就労を想定した利用時間（原則 8 時間 最長 11 時間）
- 保育短時間……パートタイム就労を想定した利用時間（最長 8 時間）

※保育短時間に該当する就労基準は月 48 時間以上 120 時間未満となります。

ただし、現在保育所を利用している人は、標準時間が利用できる経過措置があります。

### ■ 保育を必要とする事由

保育所などの保育を希望する場合は、保育の必要な事由（次のいずれか）に該当することが必要です。

- 就労（フルタイムほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む）
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、傷害
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動（起業準備を含む）
- 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- 虐待や DV の恐れがあること
- 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- その他、上記に類する状態として町が認める場合

### ■ 保育料について

保育料の算定基準が「所得税」から「住民税」に、切り替え時期が「4月」から「9月」に変更となります。

- 4月から8月まで……前年度の町民税額に基づく保育料
- 9月から3月まで……当年度の町民税額に基づく保育料

現行の保育料水準を維持するよう検討しますが、場合によっては変動が生じる可能性があります。新年度における保育料の詳細については、確定され次第お知らせします。